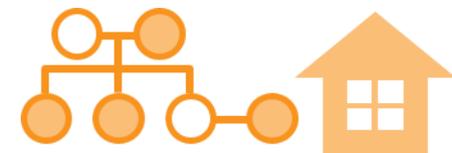


○成年後見制度とは



- 平成12年4月から施行
- 精神上的の障害（認知症、知的障害、精神障害等）により判断能力が不十分で契約等の法律行為における意思決定が困難な者について、後見人等が意思決定を代行したり、財産管理・身上監護を行うことで、本人の権利・利益を守る制度

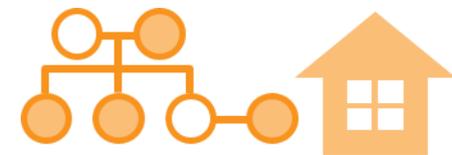
財産管理

預貯金・有価証券等の管理、
不動産・貴金属類の売却等

身上監護

医療、介護、福祉、住居に関する契約締結、
サービスへの苦情申立、見守等

○法定後見（成年後見、保佐、補助）



- Q) 本人の居住用財産の売却はできるの？
- Q) 相続税対策は後見人等が代わりにできるの？
- Q) 本人の財産を維持増加するために、株式、投資信託等の運用はできるの？
- Q) 当初の後見の目的(自宅の売却、遺産分割等)が終了したら、後見人の役目は終わるの？



家庭裁判所

選任
監督



本人

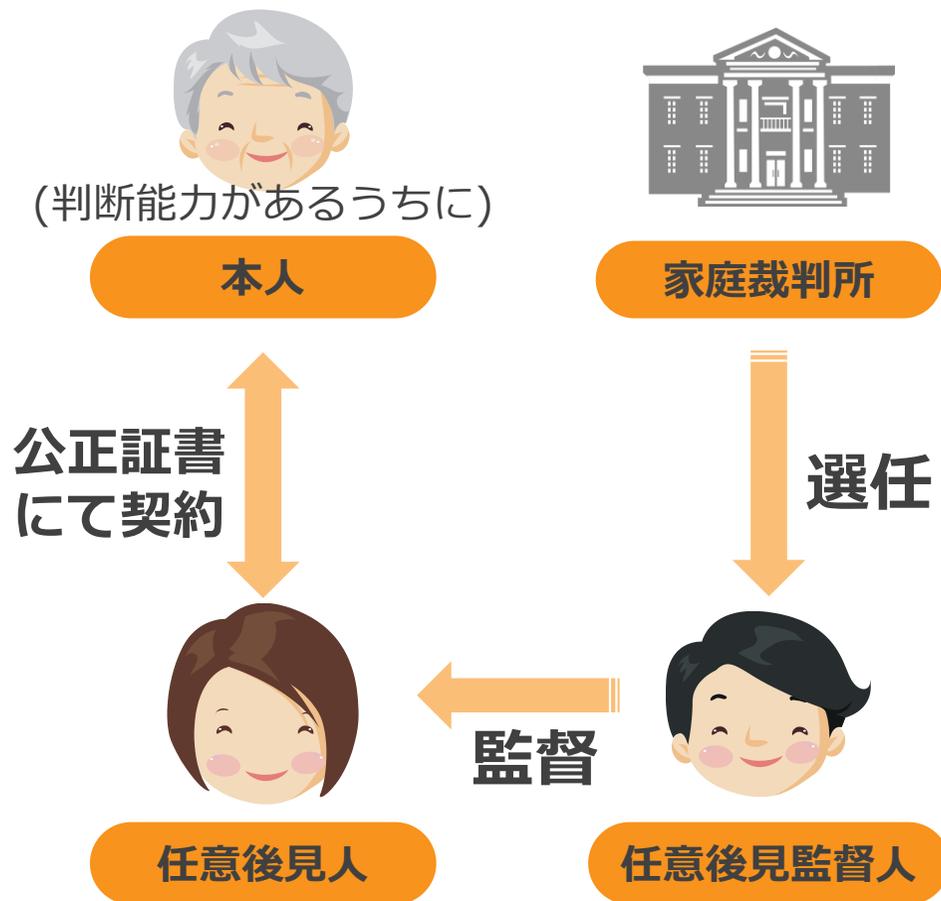
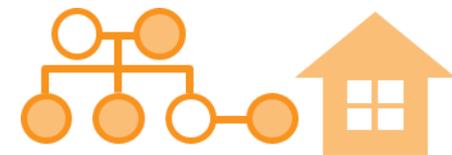
本人支援



成年後見人等

成年後見人等は、本人の生活・医療・介護・福祉など、本人の身のまわりの事柄にも目を配りながら本人を保護・支援します。しかし、成年後見人等の職務は本人の財産管理や契約などの法律行為に関するものに限られており、食事の世話や実際の介護などは、一般に成年後見人等の職務ではありません。

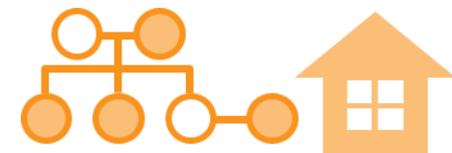
○任意後見



本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。

そうすることで、本人の判断能力が低下した後に、任意後見人が、任意後見契約で決めた事務について、家庭裁判所が選任する「任意後見監督人」の監督のもと本人を代理して契約などを行うことによって、本人の意思にしたがった適切な保護・支援をすることが可能になります。

○法定後見と任意後見の違い



	法定後見	任意後見
タイプ	事後対応型	事前対応型
手続をできる人	配偶者・四親等内の親族等（本人もできる）	本人
後見人を選任する人	裁判所	本人
後見開始の手続	家庭裁判所に申立 ↓ 家庭裁判所が後見人を選任	任意後見契約締結を公正証書で締結 ↓ 家庭裁判所で任意後見監督人を選任
後見監督人	家裁が必要と判断した時のみ	必須
本人の鑑定	原則必要	不要
後見の内容	民法の規定による	当事者の契約の内容による
後見人の取消権	あり	なし